

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成28年2月3日（水）午前10時から午後零時20分まで
場 所 函館地方裁判所5階大会議室
出席者 司会者 佐藤卓生（函館地方裁判所刑事部総括判事）
法曹出席者 村尾和泰（函館地方裁判所刑事部判事補）
長尾武明（函館地方検察庁検事）
横川裕宣（函館弁護士会所属弁護士）
裁判員等経験者 7人
報道機関出席者 函館警察司法記者クラブ記者5人

【挨拶】

山田所長

函館地方裁判所長の山田でございます。

裁判員等経験者の意見交換会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。本日は、御多忙のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

裁判員制度は、我が国の司法制度改革の柱のひとつとして平成21年5月21日に施行され、今年の5月で8年目を迎えることとなります。

函館地方裁判所でも、選任された裁判員及び補充裁判員の数は約270人にのぼり、裁判員裁判により34件の判決がなされましたが、皆様の高い意識と誠実な姿勢に支えられて、これまで順調な運用がなされてきたと考えております。

しかしながら、この制度が、皆様にとって、参加しやすい制度であるのか、実際の負担として、どのようなものがあるのか、分かりやすい審理が行われているのか、納得のいく充実した評議が行われているのかといったことについて、我々自身の認識が十分でなかったり、問題状況を十分に把握できていなかったりすることがあるかもしれません。

この制度がわが国に定着してゆくためには、これまで積み重ねてきた裁判員裁判をしっかりと振り返って検証し、運用改善に結びつけていく努力を続けることが不可欠であります。このため、実際に、審理に参加された裁判員及び補充裁判員の方々から、実際の体験に基づく、いろいろな御意見を伺うことが是非とも必要となつてまいります。

当裁判所における裁判員等経験者の意見交換会は、今回で5回目となりますが、実際に裁判員裁判を経験された方々の生の声をお聴きして、今後の裁判員制度の運用改善に結びつける絶好の機会と考えております。また、皆様からの貴重な御意見が、報道機関を通じて広く伝えられることにより、裁判員制度への国民の関心、理解も一層深まるものと期待しております。

本日は、皆様から忌憚のない御意見をお聞かせいただきますよう、よろしく願いいたします。

本意見交換会が実りあるものとなることを祈念いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

【 裁判員経験者の紹介等 】

司会者（佐藤刑事部総括判事）

函館地方裁判所刑事部総括判事の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。裁判員経験者、補充裁判員経験者の皆さんにおかれましては、お忙しいところ、この意見交換会に出席していただきまして、本当にありがとうございます。

先程所長の挨拶にもございましたけれども、平成21年5月の裁判員制度施行後、函館での裁判員裁判1号事件は、平成22年2月16日に行われ、それから約6年が経過しました。その間、函館地方裁判所では34件の判決がなされております。

本日はそのうちの4件の事件を担当された7人の裁判員等経験者の方々にお越しいただきました。皆さんには率直な御意見、御感想をお聞かせいただき、それを市民の方々にお伝えするとともに、よりよい裁判員裁判の運営のために活かしてまいりたいと存じますので、今日は忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようよろしくお願いいたします。

さて、まず、本日、この意見交換会に御参加いただいております裁判員、補充裁判員の経験者の皆さんを私の方から御紹介させていただきます。

1番と2番の方には、被害者の実母である被告人が、当時3歳であった被害者を道連れに無理心中することを決意し殺害した殺人の事件を、1番の方は裁判員として、2番の方には補充裁判員として担当していただきました。この事件は、平成27年2月に3回の公判が開かれました。

3番の方には、被告人が連続して、2人の被害者に対する強制わいせつ致傷及び1人の被害者に対する強制わいせつ未遂の事件を裁判員として担当していただきました。この事件は平成27年5月に4回の公判が開かれました。

4番から6番の方には、運転開始前に飲んだアルコール及び睡眠導入剤の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させたことにより、歩行中の被害者に衝突し、被害者を死亡させた危険運転致死の事件で裁判員を担当していただきました。この事件は平成27年6月に3回の公判が開かれました。

7番の方には、スーパーマーケットでメロン等を盗み車で逃走しようとした被告人が、制止しようとして追いかけてきた警備員が車の取っ手をつかんでいることを知りながら逮捕を免れるため車を走行させ、大けがを負わせた強盗殺人未遂事件の補充裁判員を担当していただきました。この事件は平成27年10月に3回の公判が開かれました。

今申し上げたような事件をそれぞれ今日御出席の方に御担当いただいたということになります。

次に、本日参加していただいている法曹関係者の皆さんにそれぞれ簡単に自己紹介と裁判員裁判に参加しての感想等も併せてお話しいただきたいと思ひます。まず、検察官からお願いいたします。

長尾検察官

検察官の長尾と申します。私は、平成27年5月以降の3件の裁判員裁判の事件を担当させていただきました。裁判員制度が始まって既にある程度の時間が経って

おり、検察庁としても一定の蓄積、経験はあるところですが、分かりやすい立証を心掛けて今でも試行錯誤しているところがございます。今日の意見交換会では、裁判員等を経験された方から貴重な御意見を賜ればと思ひ楽しみにしております。よろしくお願ひいたします。

横川弁護士

函館弁護士会の横川でございます。私は今回の事件の中では、危険運転致死の事件を担当させていただきました。私たち弁護人は、裁判員裁判を担当するに当たり、皆様にとって何が疑問になるかを常に考え、それを解消した上で評議室に移動していただきたいと思っております。事件の中で皆様が何を疑問に思ったかについては、普段は想像することしかできませんので、その辺のお話を聴ければいいなと思ひ今日はやってまいりました。よろしくお願ひいたします。

村尾裁判官

函館地方裁判所刑事部裁判官の村尾と申します。私は昨年4月に函館にまいりまして、それから4件の裁判員裁判を担当させていただきました。今日の中ですと3番の方から7番の方と御一緒させていただきました。評議のときでも率直な御意見をいただきまして非常にうれしく思っており、また、本日は皆さんから率直な御意見をいただき今後の裁判に役立てていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

【 選任手続についての感想・意見等 】

司会者（佐藤刑事部総括判事）

それでは、裁判員等経験者の皆さんに今回裁判員裁判に参加されての御感想、御意見などを伺っていきたく思います。

手続の流れに沿って、まず選任手続についての関係です。

函館地方裁判所では、初日の午前中に裁判員に選ばれるとその日の午後からすぐに裁判を始めていたこともあったのですが、今日お集まりの方は、皆さん初日となる選任手続期日で選ばれた後はいったんお帰りいただき、裁判は翌日以降から始まりました。

裁判所としては、皆さんに御自宅や職場に連絡をしたり、心の準備をしていただくことに配慮したところがございますが、そういう時間があつたほうがいいという意見もあるでしょうし、反対に少しでも早く終わったほうがいいという意見もあることと思ひますが、実際に経験してみてもこの辺りに何か御意見はございますか。

1番

裁判員に選任されない方については、選任手続で終わりですのでそのまま帰ることになると思ひます。実際に決まるまで1日潰れるかそうでないのかが分からないのは正直つらいものがあるのかなと思ひます。選任も結構な人数の方に来てもらったり、選任手続後もある程度時間をとられた記憶があり、もうちょっと簡素な手続にならないのかなという印象は持っています。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

1番の方の事件は、選任手続後に実際に裁判が始まるまでに1週間ほど期間が空

いたというように記憶しているのですが、これについてはいかがでしょうか。

1 番

ある程度期間があつてよかつたと思つています。ただし、その間に情報がないものですから、準備するにもしようがないので、不安に思うことがありました。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

2 番の方はいかがでしょうか。

2 番

裁判が始まるまで余裕があつたので、心の準備ができました。すぐに期日が始まつていたらそれができなかつたと思ついます。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

3 番の方は、選任手続の翌日に裁判が始まるということで、今日御出席の方の中では比較的短期間で裁判が始まるということになつたわけですが、それでも選任手続とは別な日に裁判が始まりました。これについてはいかがでしょうか。

3 番

正直なところ、選任から裁判が始まるまでの期間としては短いなという印象は受けました。選任手続後の期間は、仕事の都合とか休みをとるとかあると思うので、多少猶予を設けたほうが楽なのかなという感じはしましたね。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

4 番の方から 7 番の方までは、選任手続から裁判が始まるまでおおむね 3 ないし 4 日くらいだつたかなというところだつたのですが、その辺りも含めましてお話をいただきたいと思ついます。

4 番

選ばれてから裁判が始まるまでの期間が長すぎると不安が大きくなるし、その日すぐと言われると早すぎるかなと思つるので、選任されてから二、三日経つて裁判が始まるというのがよいのかなと思ついます。

5 番

選任手続当日の具体的な時間の流れについてはよく覚えていませんが、時間的なロスがあつたという感じはしませんでした。

6 番

選任手続当日は休みをとつていたので支障はありませんでした。

7 番

まさか自分が選ばれることはないと思つていたので、選ばれた際には驚きながらもこれはすごいことになつたぞと期待をしたような状態でした。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

期間について、それぞれ御意見がありましたけれども、すぐ始められるよりは少し余裕があつたほうがよいと思つる反面、あまり長すぎるとやはり不安も感じるのでは、その辺に対する手当もある程度必要かなという意見かと思ついましたが、法曹三者のほうから選任手続について何か聞きたいことがありますか。

長尾検察官、横川弁護士及び村尾裁判官

特にありません。

【冒頭陳述についての感想、意見等】

司会者（佐藤刑事部総括判事）

それでは、審理についての感想をお伺いしていきたいと思いますが、一番初めに人間違いがないかどうかの確認をして、起訴状の朗読、冒頭陳述、証拠調べ、論告弁論、被告人の最終陳述、その後には評議をして判決という流れになります。

まず冒頭陳述についてお伺いしたいのですが、皆さんが担当された事件では検察官、弁護士それぞれが10分ないし20分程度の時間をかけて、裁判の手續の冒頭で、これから始まる証拠調べで皆さんにどういった点に着目してほしいかについて主張したというふうに記憶しておりますが、検察官が事件の概要を説明する際に、裁判員の方の分かりやすさの点からどういった工夫がなされるべきかということに関して、検察官から質問があるようです。

長尾検察官

まず、冒頭陳述に関し、検察庁では皆さんに事案の概要を分かっていたくことを第一の目標にしております。この目標に向けて、冒頭陳述においてはなるべく細かいことは言わないようにすることを心掛けているのですが、実際に冒頭陳述をご覧になられて情報量が適切なものであったのかどうか、その辺りについて感想をお聞かせいただければと思います。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

では、みなさんにお尋ねしますが、いかがでしょうか。

1番

冒頭陳述の時の記憶は大分薄れてきているのですが、この段階であまり細かいことを話されても分からないので、事件の骨格だけを話すことでよいと思います。

2番

どこからどこまでが冒頭陳述だったかも記憶にないのですが、言っていた内容はすべて理解できましたし、証拠調べの際に写真を見せられたり、音声を聞かされたりののですが、頭にすっと入ってきたので手続的には特に違和感もありませんでした。ですので、証拠調べでどういうところに着目すればいいのかのイメージをつかんだ上で迎えることができたと思います。

3番

長さとしては適切で、ある程度分かりやすく概要をまとめて伝えてもらったという印象を受けました。

4番

写真などを証拠としてあげてくれたのは分かりやすかったと思います。

5番

検察官からは、事件前の状況、事件後の状況、犯行後の状況などがきちっと区分されて、内容が整理された状態でお話があったので、大変分かりやすかったという印象があります。

6番

証拠調べに先立って、もう少し被告人の生活歴なども示してもらったほうが証拠

調べの際にそこに着目して聞くことができたように思います。大雑把には分かったのですが、被告人の心情がどのように変化したのか疑問に思う部分があったので、あらかじめ示してもらおうとよかったと思います。

7 番

裁判所の中での言葉のやり取りではなく、モニターを見ながら裁判をするということが可能になったのだなと強く印象に残りました。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

重ねて何か御質問はありますか。

長尾検察官

冒頭陳述の際に皆様のお手元に資料を配っているかと思いますが、これについて何か御意見があれば伺いたいと思います。

2 番

きちんとまとまっていて、主張したいことが分かりやすかったので助かりました。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

弁護士の方から何か御質問はありますか。

横川弁護士

今日の出席者の中で否認事件を担当されたのは3番の方だけなので、3番の方にお伺いしたいのですが、否認事件の場合、弁護人側の目標としては、検察官が先に冒頭陳述で作ってしまったイメージを変えたいという意図があります。検察官が作っているストーリーとこちら側で考えているストーリーとが違って、こちら側で考えているストーリーを示したいという側面があるのですが、検察官が冒頭陳述で述べたイメージと弁護側が述べた後にできたイメージとでは何か違ったところがあったでしょうか。

3 番

お互いの主張がある分、私としてはどちらの意見を取り込むか悩んだところがありました。でも、その中でもそれぞれの主張を一つ一つかみ砕きながら自分の中で整理することができたし、どちらかの主張に惑わされることなく自分なりの意見を述べることができたと思うので、特に問題はなかったように思います。

【 当事者の立証の在り方について 】

司会者（佐藤刑事部総括判事）

次に証拠調べの手續の話に移りたいと思います。冒頭陳述の後、いよいよ証拠調べということで、大きく分けると2種類あったと思います。一つは証拠書類を調べるといふもの、もう一つは証人尋問、被告人質問といつて事件の関係者から法廷で質問をする形で話を伺うといふものです。証拠書類を先に調べるのが通常のパターンで、皆さん御経験いただいた事件もいずれもまずは証拠書類から調べるという流れで手續が進みましたけれども、長い方だとトータルで1時間近く検察官の朗読や説明を聞くといふことがあったと思います。まず、証拠書類の取り調べについてどのような印象をお持ちになりましたか。

7 番

一つの事件について、これだけの証拠を提出するのは大変な労力を必要とするので、立証する側は大変だなあと感じました。また、証人として出廷した被告人の関係者や被害者の話は生々しくて、これが裁判なんだと強く印象に残りました。

6番

取り調べの時間については妥当だったと思います。証人が証言している際に泣かれたりなど生々しいことがあり、どちらを重く見るとも言えずすごく迷いました。

5番

捜査結果報告書がいろいろな場面で出されましたが、これまで経験したことの無い司法の領域での説明だったにもかかわらず、内容が大変分かりやすく、自分たちの立場にも十分配慮されているように感じたので、裁判自体が理解しやすく展開されたなと感じました。

4番

文字ではなく図で説明されたので、事件の内容も大変分かりやすかったです。

3番

モニター等を使って丁寧に説明してもらったので、大変分かりやすかったという印象があります。逆にこれ以上時間をかけて説明されると、かみ砕きすぎて全体像が見えなくなると思うので長さとしてはちょうどよかったと思います。

2番

写真、テープ、メモのようなものを見せられると、その時の状況がよく分かってよかったと思います。ですが、やはり写真は、痛々しかったこともあって、裁判が終わった後に自分の中に傷は残りました。

1番

長い、短いについては特に感想はなく、ちょうどよかったと思います。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

証拠の中身についての取捨選択というのも、公判前整理手続の中で我々のほうでかなり取捨選択はしていますし、それ以上に検察官、弁護士のほうでいろいろなことに配慮しながら取捨選択をされていると思います。そういった観点で、4、5、6番の方が担当された事件では、薬の薬理作用とか、当時の被告人の精神状態とか、そのようなことが問題となって、その点についてはどのように立証していったらいいかということについて検察官のほうで御苦労があったように推察いたしますが、この点に関して何か御質問がありますでしょうか。

長尾検察官

この事件については、薬の薬効や被告人の精神鑑定の結果について書面にまとめたものを裁判員の方に見ていただきました。それらの内容については私どもも専門ではありませんので、医学や薬学の専門家に鑑定していただいたものを我々がかみ砕いて説明をさせていただいたのですが、このような我々の工夫が功を奏したのかそうでなかったのか、御理解をいただけるような内容だったかについて伺いたいと思います。

4番

薬についての具体的な摂取量の説明があったことにより、どれだけ危険な状態で

あったのかが分かってよかったのですが、副作用の効果についてちょっと分からない部分があり、それについて自分で調べたりしたので、そのような環境にない方にとっては分かりにくいのではないかと思います。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

ありがとうございます。誤解のないように補足させていただきますと、御自身で調べた内容というのは証拠ではありませんので、評議の中でそれを証拠として扱って議論したということはない、ということよろしいですかね。

4番

はい。それはありません。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

ただ、気になって御自身で調べたことがあったので、それについては証拠の中で出ていたほうが本当はよかったと、そういうことよろしいですかね。

4番

はい。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

5番の方はいかがですか。

5番

薬の使用量が専門的に分析されていて、その薬がどのような効果をもたらすのかについて分かりやすく説明されていたような気がします。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

6番の方はいかがでしょう。

6番

よく調べているなあと思っていましたので、特に不足は感じませんでした。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

次に、証人尋問あるいは被告人質問というところについて話を移していきたいと思います。証人尋問や被告人質問に時間をどれだけかけるかということについてですが、3番の方が担当された事件では、被告人質問にかなりの時間を割きました。この点について、何か印象がありましたらお話いただければと思います。

3番

罪名が3つあったのですが、それぞれの事件に関しその都度弁護人から説明がされ、その後被害者の意見を聞いたので、時間としては長く感じたというのが正直な感想です。ですが、それ以上短くしてしまうと、出廷してもらった被害者等の話をしっかりと聞くことができなかつたと思いますし、検察側、弁護側それぞれの主張も理解できなかつたのではないかと思いますので、時間としては長いと思った反面、きちんとまとまっていたという印象は受けました。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

時間が長いと思ったけれども、集中力を切らさずに話はきちんと頭には入ったという理解でよろしいですかね。

3番

事件を一つ一つ区切って話してもらったので、理解はできました。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

証人尋問という点では、4、5、6番の方が担当された事件では、被害者遺族の方が証言をされて、その点について先ほど6番の方も少し心が動かされたという話がありましたけれども、被害者遺族の証人尋問という点について、もし検察官のほうで何か質問があれば伺いたいと思います。

長尾検察官

こちらとしては、御遺族の方のお気持ちはしっかりと裁判体に伝えたいという思いがあります。この事件では、亡くなった被害者の奥さんに出廷していただき、お気持ち等を述べていただいたのですが、それに付け加えて被害者の御両親と妹さんに心情に関する意見陳述で、お気持ちを手紙にして読んでいただいたことがございました。そういった証言や意見というものは、量刑判断の際にどのようにとらえられたのかについて御感想をお聞きしたいと思います。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

証言で直接話を聞くことと、心情という形で書面で読み聞かされることとの違いといったあたりも含めて、それぞれの裁判員の方が受け止めた印象ということでよろしいですかね。

6番

遺族の方の心情がすごく心に響いて、自分はどうやって考えていったらいいとか、自分だったらどうするかなどいろいろと勉強になりました。量刑に関しても、ある程度は左右されたのではないかという感じはありました。

5番

証人尋問の中で被告人の友人や親せき、あるいは被害者の遺族の方たちの話を聞き、それぞれの立場の方がこの事件について受けとめている心情、気持ちがしっかり訴えられていたので、量刑を考える上で大変参考になりました。

4番

実際に遺族の方の口から発せられる言葉から心情がすごく伝わってきて、量刑に左右される感じにはなりました。ただ、遺族の方の言葉を間近で聞かされるのは精神的にすごくきついと思うので、そういうところが今後参加する方にとっては抵抗があるのかなと受けとめられました。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

証拠調べの手續に関して、弁護人の立場から何か質問がありますか。

横川弁護士

今4番の方がおっしゃったような、被害者の話を聞くのが精神的につらかったといったことや、先ほど2番の方がおっしゃった写真のこともありましたが、裁判員を経験されて精神的につらかったことがあればもう少しお聞かせいただければと思います。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

既にお話しいただいたことのほかに何かあればお伺いしたいと思います、何かございますか。

2番

審理していく中で、証拠があればやはりそれを見せていただいたほうがより分かりやすいので、よかったですと思います。写真だけではなく、裁判というものを初めて経験して、人を裁くということのつらさがわかりました。自分ではダメージを受けないと思っていましたが、裁判が終わった直後はやはり映像が浮かんできていました。ですが、私の場合は、感想を手紙に書いて裁判所に出したことでうまく吐き出したので、心が大分楽になりました。私の中で80パーセントくらいはそれで消えたと思います。あとの部分は時間が少しずつ解決して行って、90パーセントまで解決して行っています。思い出す機会も少なくなってきましたが、やはり5パーセントくらいは記憶に残っていて、これについてはもう死ぬまで残るんだなあとは思っています。大変でしたけど、でもめったにない機会を与えてくださったと思っています。裁判から半年間はつらい思いをして大変でしたが、その後はこれまで無縁だった司法制度や裁判所の仕組み、検察官や弁護士の仕事に関する本を図書館で借りて読み、皆さん大変な仕事をしているのだな、私も協力をしていかなければならないなと感じました。また、これまで裁判所の前を通るときには私には縁のない世界だと思っていたのですが、評議に参加してからは、明日にでも私が事故を起こして人を死なせてしまったり、私の家族がそのような事故を起こしてしまったときには裁判所のお世話になるので、裁判は決して他人事ではなく身近なものなんだと感じるようになりました。それにより、日常の行動にも気を付けるようになりました。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

ありがとうございました。2番の方からはお手紙をいただいて、私も返事を書かせていただいたのですが、その後生活に支障があるとかはございませんか。

2番

それは全然ないです。プラスに考えてがんばっています。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

安心いたしました。4番の方も大きくなずいておられました。同じような印象をお持ちだということで伺ってよろしいですかね。

4番

自分が何かしらの事件を起こしてしまったときに、今回とは逆に自分が証言台に立つ立場になるんだなと考えるようになりましたね。自分が車を運転する際はもちろん、何をするにもやはり気を付けなければいけないなと考えるようになったことが一つです。それと、いろいろな事件が起きるたびに、自分としてはこの事件のどこに着目するべきなのかを考えるようになりましたし、裁判になるまでに検察官はどのような仕事をしてきて、それに対し弁護士はどのような弁護をし、裁判官はどのような判決を下さなければいけないのかというような、裁判全体について深く考えるようになりました。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

ありがとうございます。証拠調べの話からかなり大きな話になって、いろいろといい話もお聞かせいただいたので、このままこの話を続けたほうがよいのかなとも思いつつ、手続の流れに沿ってさらに先に進めたいと思います。

【 論告・弁論について 】

司会者（佐藤刑事部総括判事）

証拠調べが終わりますと、検察官の論告と弁護人の弁論です。証拠調べの結果に基づいて検察官と弁護士がそれぞれの立場から意見を述べる機会があるのですが、この論告と弁論について御感想や御意見等をお聞かせいただければと思います。例えば検察官のほうからは懲役何年の刑が相当かという形で数字が述べられると思います。この数字に至る思考過程が筋道が分かるように工夫があればよかったとか、あるいはしっかり説明されていてよかったとかがございましたらお聞かせください。

7 番

検察官から論告求刑を聞いた当初は「はてな」という印象を受けたのですが、その後評議をしたことで、求刑の数字がいかに練り上げられたものだったかが分かりました。私が担当した事件は強盗殺人未遂事件で、結果の重大さが特に強調された事件だったように感じており、それに鑑みると果たしてこの程度の求刑でよろしいのかという印象を受けたのですが、評議を経ることによって、この求刑は納得できるものだったという印象を受けたところです。

【 評議・判決言渡しについて 】

司会者（佐藤刑事部総括判事）

評議、それから判決言渡しについての御意見、御感想をお伺いしたいと思います。具体的な評議の中身についてはお伺いできませんが、皆さんの御意見を評議で十分にくみ上げることができたかどうか、御意見を十分にお話しいただくことができたかどうかという点についてお聞かせいただければと思います。補充裁判員の方にも評議には参加していただいたので、その辺りについてそれぞれ話をお聞かせいただければと思います。

1 番

私としては、誘導されるようなこともなく、十分にお話をさせていただいたと思っております。その辺りはやはり佐藤裁判官のお人柄にもよるのだらうと思っておりますが、きちんと自分の意見は言えましたので満足しております。

2 番

補充裁判員でしたが、裁判員の方と同様に扱っていただいて、裁判官を含め誰の意見が優先するということはなく、それぞれ自分の思ったことを発言させてもらって、いろいろ考え迷った末に、これが一番妥当かなという結論を出すことができたと思います。補充裁判員は、最終的な量刑の評議には入らなくてよかったです。その点ではみなさんよりは負担が軽かったと思います。それと、審理中は、補充裁判員の席が裁判員の方よりは後ろで、被告人や被害者の方の姿が見えなかったのも、精神的な傷は浅くて済みました。

3 番

複数の事件があったので、評議の際には、事件の一つ一つに焦点を当てて話を進めていったのですが、10人以上の人間の意見が交わることになるので、短時間で意見がまとまらないのは仕方がないと思います。そのように時間がかかる中でも、

一つの論点について、一人一人の話をきちんと聞いてもらい、自分の意見もしっかり話すことができ、それらをまとめ上げて最終的に納得できる結論が得られたと思います。

4番

話し合っている際に、自分の言いたいことが言葉足らずになることがありました。そのような時に、裁判官の方が分かりやすく言い換えてくれるので、自分の言いたかったことが他の裁判員の方に分かりやすく説明されていると感じ、すごく助けられたと思います。

5番

裁判の流れが連動していて分かりやすかったです。普段なじみのない世界だったので大変勉強になりましたし、その中で裁判員としての職務を全うできたと思います。

6番

板書をした上で事細かに説明をしてくれて、まるで学生に戻ったように感じておりました。被告人の一生を左右する刑なので皆で迷っていたのですが、裁判長がとても話し上手な方で、皆が理解しやすいように誘導してくださいました。ともすれば本業よりも真剣に向き合ったのではないかと思うくらい本気で取り組み、自分でも納得のいく量刑になったので、有意義なことをさせていただいたという印象でした。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

言葉尻なのかもしれませんが、誘導というお話があって私自身少々気になったのでお伺いさせていただくのですが、流されずに御自身の意見はきちんと言えましたでしょうか。

6番

すみません、誘導ではないです。皆が困らないような雰囲気でも議論できるようにして下さったので、自分の意見は言えました。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

ありがとうございます。それでは7番の方はいかがでしょうか。

7番

私は補充裁判員でしたが、裁判長が補充裁判員の方も自由に発言してくださいと言っていました。判決が終わった後、最高裁や函館地裁から来た裁判員裁判に関する資料を読み返してみると、補充裁判員は、評議の際に裁判長が指名して初めて発言できるとされていたので、今になってもあの時の裁判長の言葉が印象深く残っています。おかげで、評議の際には裁判員、補充裁判員の区別なく議論に参加することができたと思っております。評議に関しては、裁判長がいろいろな事件の概要とその量刑の説明を縷々していただいたことで、検察官の求刑も納得できるものであったことが分かったので、この評議に参加できたことは非常に貴重な経験であったと受けとめております。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

ありがとうございます。では、皆さん、評議については、意見が述べにくかった

とか、述べられなかったという印象をお持ちではないという感じなのではないでしょうかね。

横川弁護士

質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

どうぞ。

横川弁護士

検察官は論告で、弁護人は弁論で、それぞれ皆さんが判決までたどり着く道のりを示させていただいたつもりです。評議の中で我々の論告、弁論をどの程度参考にさせていただいたかを教えていただけたらと思います。

3番

話合いの過程の中でやはり論告、弁論を主軸とし、それに裁判員の意見も組み込んできちんと議論できたと思っております。

7番

弁論において、量刑は7年にすべきという意見があったのですが、それは被告人が任意保険に加入していて、その保険金から治療費や休業補償が出ているので、不幸な事故ではあるものの損害は補填されているという説明がありました。この内容は私にとっては非常に重要であったので、弁護人が着目すべき点をしっかりと押さえているとの印象を受けました。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

評議の過程においても、そういった点を取り上げて議論したという印象を持っておられるということによろしいですかね。

7番

はい。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

逆に、論告や弁論とは全然違うところで議論が終わってしまったなという印象をお持ちの方はおられますか。……。それはいいですかね。ということでございます。では、これでよろしいですかね。

横川弁護士

はい。

【 守秘義務について 】

司会者（佐藤刑事部総括判事）

では、次に進みたいと思います。裁判員を経験され守秘義務を課せられたことで、御苦労や御負担があったという方がいらっしゃれば、御意見等をお聞かせいただきたいのですが。

3番

地元が田舎で、裁判員に選ばれたのは自分が初めてでした。自分も含め、地元では裁判員に選ばれることなどないのではないかと思っていたので、選任後すぐにでも裁判員に選ばれたことや事件の内容について地元の皆に話したいという思いがありました。他方で、守秘義務があるから判決があるまでは話せないと自分の中で釘

を刺していたので、話したいという思いとの葛藤がありました。

【これから裁判員又は補充裁判員となられる方へのメッセージ等】

司会者（佐藤刑事部総括判事）

最後になりますが、裁判員あるいは補充裁判員の方々から、今後裁判員になられる方々に向けてのメッセージ、御自身の経験などについてお話しいただければと思います。

1 番

非常にいい経験をさせていただいたと思います。周囲にも裁判員になってひどい経験をしたという知人はいません。なろうと思ってもなれるものではないので、もし選任されたら興味を持っていただいて、それまでの御自身の経験を活かしてもらえればと思います。ただし、最高裁や地裁から手紙が届いた時点では、実際に自分が何をすればよいか分からないと感じたので、改善できるようであればしてもらいたいと思います。

2 番

裁判員制度が始まった際に、参加の是非について半々でした。義務だから参加しなければという思いと、専門知識もない素人ですので人を裁くことに自信がないという思いがありました。実際に参加してみて、とてもいい経験をさせていただいたとは思いますが、やはり被告人とか被害者のことを考えると、どちらにも言い分があり、私自身もとても悩み、今でも真実は本人にしか分からなかったのかなという思いもあります。これから裁判員になる方には、よくよく考えて選択してほしいと思います。それと、私は被害者の方の御冥福を祈っておりますし、被告人の方にも早く刑期を終えて、普通の生活を送ってもらいたいと思っています。

3 番

これから裁判員になる方にとっては、不安はあると思いますが、普段テレビや新聞等で見ることしかできない司法の世界に入って実際に裁判員をやってみるとするのは経験として非常に大事だと思います。自分の体験を周囲に話すと、皆興味本位で話を聞いてはくれますが、選ばれたらやってみるか聞いてみると、面倒だからやりたくないという人と、気になるからやってみたいという人が半々くらいです。もし親せきなどで選ばれる人がいたら、経験者として助言くらいはしようと思います。今回選ばれたことについてはいい経験だったと思いますし、もしまた選ばれる機会があるのであれば参加してみたいと思います。

4 番

P T S Dなどの精神的被害に遭うことが心配であり参加したくないという人がいると思いますが、そのような精神的な面でのケアも受けられますし、評議の中でも裁判官の方が助けてくれることがあったので、自分の中ではすごくいい経験になったという印象が強いです。それと、子供たちの中でもいじめが多いので、罪の重さを理解してもらうために裁判員になることができる年齢を下げるとよいのではないかと思います。量刑を考えるのは子供たちにとっては重いとは思いますが、子供たちに罪の重さを考える機会を増やしてほしいと思います。

5 番

今回の経験が今後の自分や地域社会の在り方を支えていく原動力になっていくと思っています。したがって、より多くの方が同じような経験をしていただくことによって、社会が安定していくという気持ちを持っております。最後に、人間として道理上決して許されない罪を犯した者に対する裁判を経験できたことは、これから私が生きていく上での一つの教訓として大きな糧となったような気がします。これを大事にしながら今後生活していきたいと思います。

6 番

裁判所から通知が来たときは、心臓が高鳴って、私何か悪いことをしたんだろうかと思いました。開封して読み進めると、逃れられない条件がいろいろと書いてあって、出席しなければならぬ条件に私は当てはまっていたので、そこからテレビや新聞などでしか見たことのない裁判の世界に行かなければならぬと覚悟を決めました。ですが、皆さんがおっしゃっていたように、経験というのはすごく大事で、人に対する思いやりとか考え方の面で自分自身を成長させてくれたと思います。ですので、これから裁判員になる方がもし身近にいたら、ぜひとも経験してみたい方がいますよとアドバイスしていきたいと思います。

7 番

選任されて一番最初に思い浮かんだのは、アメリカ映画の「12人の怒れる男」でした。あれは事実関係に争いがあるって、評議というのは大変なんだなという印象を強く持っており、それを想定して今回の裁判員裁判に臨んだのですが、担当することになった事件は事実関係に争いがなかったもので、安心していました。ただ、事実関係に争いがあり、評議の結果が死刑という結論になった時に、法律の素人の私どもがどこまで耐えきれぬのか一抹の不安があります。しかし、この裁判員裁判に参加させていただいたことは大変貴重な体験になったということを最後に申し上げたいと思います。

司会者（佐藤刑事部総括判事）

ありがとうございます。

今日は裁判員の経験者、補充裁判員の経験者の皆様から貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございました。いただいた御意見をもとに、今後も裁判員裁判がよりよいものとなるよう、法曹三者においても力を合わせて努力してまいります。

本日は長い間ありがとうございました。これで意見交換会を終わります。

【 記者からの質問 】

共同通信社

幹事社から一つだけ質問をさせていただきたいと思います。裁判員を経験された後に、何か生活面で変化はありましたでしょうか。既にお話しいただいた方もおりますが、1 番の方から順番にお答えいただけたらと思います。

1 番

自分の生活の中では特にありません。

2 番

私はこれまで余りにも知らなすぎたと思います。ですので、何でも知っておくことはいいことだと思うようになりました。それと、プラス思考で生きること、悪いことはしないこと、事件に巻き込まれないように注意を払うことを意識しています。

3 番

参加した当初は戸惑いや緊張もあったのですが、ある程度月日経つとそれらも薄れたし、今となっては参加したことを周囲に話すこともできているので、むしろ好意的に受けとめています。

4 番

担当したのが車の事故に関する事件だったので、自分も注意して運転するようになりまし、周囲にも気を付けて運転するよう注意を呼びかけています。被害者の話を聞いたことで、家族にも優しく接するようになりました。

5 番

車を運転していてスピード違反をしたことや、信号無視をして罰金を払ったこともあったので、裁判員に選任されたときはためらいがありました。ですが、実際に経験してみると、やはりプラスになる要因が多かったので、やってよかったと思っています。

6 番

特にありませんが、周囲で車を運転する人間には、これまで以上に飲酒運転をしないよう呼びかけるようになりました。

7 番

特にありませんが、読書量がかなり減ったように思います。事実は小説よりも奇なりというわけではありませんが、今回裁判員裁判に参加したことにより初めて経験した事実が私の中で強烈な印象として受けとめられているからではないかと思っています。

NHK

2 番の方から写真のお話がありましたが、同じ写真をご覧になられた 1 番の方はどのような印象をお持ちになりましたか。

1 番

確かに血のあとが写っていたりしたので、見る人が見ればそれなりに強烈な印象をお持ちになるのかもしれませんが、私はそれほど強烈な印象を受けてはおりません。

NHK

検察官や弁護人のほうで説明する際の話し方やスピードでかなり気を遣っておられると思うのですが、その辺りで何か気になったことがもしあればお聞かせいただければと思います。また、それが自分の中の印象に影響を及ぼしたのかどうかもお聞かせいただければと思います。

1 番

うまい話し方はあるとは思いますが、量刑や判決に影響するとは思っていません。

2番

検察官と弁護人の話が聴き取りにくかったとか、繰り返しが多いときには裁判官が注意してくださったし、おおむね聴き取りやすい声で話してくださった上に資料もあったので、しっかりと聴くことができたと思います。

3番

検察官、弁護人とも熱が入ると話すスピードが速くなることがありました。人間の感情なので、ある程度は仕方がないと思いますし、裁判官がもう少しゆっくりと話すように注意してくれたので、支障はありませんでした。かえって事件に対して真剣に取り組んでいる印象を受けましたので、好意的に受けとめています。

4番

検察官も弁護人も話しているうちに熱くなってきて早口になったことはありましたが、手元の資料に目を通しながらどの点にそれぞれ着目しているのかなということ意識して聞いていたので、話すスピードや感情の入り方などが影響することはありませんでした。

5番

検察官、弁護人ともかみ砕いて、私が理解できるよう配慮して話してくれたと思っております。

6番

検察官、弁護人とも分かりやすく話してくれたと思います。特に検察官の方は、二人で互いにフォローしあいながら分かりやすいように話してくださったので、特に困ったことはありませんでした。

7番

私たち素人でも理解することができました。ただ、弁護人が話していた「未必の故意」という言葉が理解できず、裁判長に尋ねたことがありました。理解できなかったのはこれだけでした。

NHK

3番の方にお聞きしたいのですが、守秘義務のところでは誰かに話したい葛藤があったというお話があったのですが、それをどのように乗り越えられたのですか。

3番

話したい衝動には駆られました。ぎりぎりのところで自分の中の理性で抑え、裁判が終わるまで過ごしていました。

読売新聞社

7番の方に質問なのですが、先ほどのお話の中で検察官の求刑に対して疑問があったとのことでしたが、具体的にどのような疑問があって、それがどのように解消されていったのかについて、もう少し詳しく教えていただければと思います。

7番

検察官が求刑を述べた時に、強盗殺人未遂としては少ないのではないかと私は思っていました。ですが、評議の中でいろいろな事件の内容とその求刑、そして実際に下された判決が示されました。何十件も例を示されたので、ようやくそれで今回の求刑が妥当だったと分かりました。

読売新聞社

皆さんにお伺いしたいのですが、裁判員に選任されてから実際に裁判が始まるまで数日ないしは1週間ほど期間が空いたということでしたが、その間に当該担当事件について調べたり、事前に報道等で知ることになって、それらが御自身の判断に影響を与えたということはありませんでしょうか。

7番

選任後も事件の内容を知ろうとも追跡しようともせず、全く白紙の状態で見ました。

6番

私も同様に、調べることも人から聞くようなこともなく、まっさらな状態で見ました。

5番

事件のデータ等について個人的に調べたことはありません。

4番

インターネットなどで調べられるような環境にはありましたが、そこで調べてしまうと他者の意見を参考にすることになってしまい、偏った意見になってしまうのではないかと考え、控えるようにしました。裁判が終わった後、世間ではどのように受けとめられているかが気になり調べました。

3番

選任直後にインターネット等で事件の内容を軽く調べました。また、裁判が始まってから、事件が起きた場所は自分もよく通る道なので、実際にその場所に行ってみました。ただ、興味本位で行っただけなので、裁判には全く影響していないと自分では思っています。

2番

選任された後も事件のことを調べようと思ったことはありません。

1番

担当する事件がわかってからインターネット等で調べましたが、それほど多くの情報を得られたことはありませんし、それが裁判に影響したこともありません。